

奈良市公報

第 2 5 8 号

平成22年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 一般競争入札の実施……………1
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………3
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………4
- 奈良市情報公開条例の運用状況の公表……………4
- 奈良市個人情報保護条例の運用状況の公表……………5
- 放置自転車等の保管……………6
- 開発行為に関する工事の完了……………6
- 議会定例会の招集……………6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）…6
- 住居番号の設定……………7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………8
- 平成22年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達……………9
- 放置自転車等の保管……………9
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定（2件）……………9
- 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 国土調査の実施……………12
- 農業経営基盤の強化に関する基本構想の変更…12
- 放置自転車等の保管……………12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………13
- 土地改良事業の計画の概要（2件）……………13
- 一般競争入札の実施……………14
- 予防接種の実施の一部改正……………14
- 奈良市特定間伐等促進計画の変更……………15
- 放置自転車等の保管……………15

監 査

- 定期監査の監査結果……………15
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………17

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………17
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定（2件）……………18
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………18
- 一般競争入札の実施……………19
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者からの事業の廃止の届出……………20
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………20

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………20

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………21
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表……………21
- 奈良市の投票区についての一部改正……………23
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の当選者……………23
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の当選証書の付与（2件）……………24

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………25

告 示

奈良市告示第289号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
道路改良工事（南永井町地内・北之庄八島線）ほか35件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加者に必要な資格）
 - (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

<p>許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)</p> <p>2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。</p> <p>(1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。</p> <p>(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。</p> <p>ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)</p> <p>ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)</p> <p>ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日</p>	<p>を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 告示日から平成22年6月4日までは閲覧コーナー、同月7日以降は契約課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 入札参加申請 (持参入札及び郵便入札による参加者) 入札参加を申請する者は、告示日から平成22年6月4日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。</p> <p>(特定建設工事共同企業体による参加者)</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型) ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員) オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等) カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)</p> <p>(2) 入札参加申請方法 特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成22年6月4日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を契約課に持参してください。</p> <p>また、同じく、告示日から平成22年6月4日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。</p> <p>8 持参入札及び郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法(持参入札を除く。) 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限(持参入札を除く。) 承認書記</p>
---	--

載のとおり

- (3) 入札書の送付先（持参入札を除く。） 奈良市役所内郵便局留
- (4) 持参入札及び郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書（持参入札を除く。）
 - ケ 入札書の日付が開札日でない場合
 - コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 持参入札及び郵便入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成22年6月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体
平成22年6月1日から6月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
舗装区分1の業者
平成22年6月1日から6月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体
平成22年6月11日までに入札参加申請者に通知します。
舗装区分1の業者
平成22年6月7日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間

建築ランクAの業者及び建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体

平成22年6月14日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

舗装区分1の業者

平成22年6月8日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

別表省略

（平成22年6月1日揭示済）

奈良市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月1日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中山 實男		柔道整復	平成22年5月31日
中山鍼灸整骨院（中山實男）	奈良県奈良市西大寺東町一丁目2-2		

(平成22年6月1日揭示済)

平成22年6月1日

奈良市告示第291号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年6月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
流域富雄川幹線No.12-5	奈良市大和田町627	奈良市大和田町552-2
都跡幹線-316	奈良市六条町183-2	奈良市六条町177-6
三条大路幹線-41	奈良市四条大路四丁目46-8	奈良市四条大路四丁目28-14
三条大路幹線-42	奈良市四条大路四丁目46-8	奈良市四条大路四丁目73-16
三条大路幹線-43	奈良市四条大路四丁目46-2	奈良市四条大路四丁目46-8
三条大路幹線-44	奈良市四条大路四丁目74-3	奈良市四条大路四丁目73-16
三条大路幹線-45	奈良市四条大路四丁目74-3	奈良市四条大路四丁目77-4
三条大路幹線-46	奈良市四条大路四丁目74-2	奈良市四条大路四丁目74-3
三条大路幹線-47	奈良市四条大路四丁目74-3	奈良市四条大路四丁目73-14
三条大路幹線-48	奈良市三条大路四丁目100-27	奈良市三条大路四丁目100-16
三条大路幹線-49	奈良市三条大路四丁目100-6	奈良市三条大路四丁目100-16
三条大路幹線-50	奈良市三条大路四丁目100-6	奈良市三条大路四丁目510
三条大路幹線-51	奈良市三条大路五丁目471-1	奈良市三条大路五丁目470-1

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年6月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市大和田町、六条町、四条大路四丁目、三条大路四丁目及び三条大路五丁目の各一部

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年6月1日揭示済)

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第34条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成22年6月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第292号

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求 件数	処 理 状 況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市長	122	55	51	0	0	7	0	9
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	0	0
教育委員会	4	2	1	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0

農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	129	58	54	0	0	7	0	10

※取下げ等には、年度末時点で処理中のものを含まず。

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況 (単位：件)

実施機関	開示申出 件 数	処 理 状 況						取下げ等
		開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下	
市 長	13	4	8	0	0	0	0	1

※取下げ等は、年度末時点で処理中のものです。

*不服申立ては、ありませんでした。

(平成22年6月1日掲示済)

第56条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成22年6月1日

奈良市告示第293号

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）

奈良市長 仲 川 元 庸

1 個人情報取扱事務の届出件数

(平成22年3月31日現在)

実 施 機 関	件 数
市 長	810
水道事業管理者	28
消 防 長	191
教 育 委 員 会	60
選挙管理委員会	23
公 平 委 員 会	3
監 査 委 員	3
農 業 委 員 会	23
固定資産評価審査委員会	13
計	1,154

2 開示請求の件数及び処理の状況 (単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求 件 数
	開示請求件数	処 理 状 況			取下げ等	
		開 示	部分開示	不開示		
市 長	23	11	3	9	0	49
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	2	0	1	0	1	1,307
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	25	11	4	9	1	1,356

※取下げ等は、年度末時点で処理中のものです。

3 訂正請求の件数及び処理の状況 (単位: 件)

実施機関	訂正請求件数	処 理 状 況			取下げ等
		訂 正	部分訂正	不訂正	
教 育 委 員 会	1	0	1	0	0

4 不服申立ての件数及び処理の状況 (単位: 件)

不服申立て件数	処 理 状 況				取下げ等
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	
1	0	0	0	0	1

※取下げ等は、年度末時点で処理中のものです。

* 個人情報の削除請求並びに目的外利用及び外部提供の中止請求は、ありませんでした。

(平成22年6月1日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年6月1日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年6月1日揭示済)

奈良市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年6月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成22年4月27日 奈良市指令都整開 第10A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年6月2日 第1215号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺三丁目97番4、105番1及び105番4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大安寺三丁目11番13号
大西 嘉榮
(平成22年6月2日揭示済)

奈良市告示第296号

平成22年6月11日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第297号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 代表者の変更（1回目）

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	向井清信 奈良市秋篠町1031番地の6	森脇嘉保 奈良市秋篠町578番地

区域

奈良市道中部第103号線(一部)南側、秋篠町952番4・952番1・952番3・976番5・977番2・974番・969番・968番・967番6・963番3・963番1・964番3・620番2・620番3・622番2・622番1・625番・⁶²³/₆₂₆(合併)番・627番・618番・628番2・633番・甲644番・643番2・641番・640番・639番2・596番1・581番1に隣接する水路である国有地の全部、秋篠町580番、奈良市道中部第115号線(一部)南側、秋篠町578番4、578番3、578番2、578番1、奈良市道中部第106号線(一部)南側、秋篠町569番・563番・562番・561番・1060番3・1060番2・1060番1に隣接する水路である国有地の全部、秋篠町1059番、1061番、1055番、1054番3、1054番6、1054番4によって囲まれた区域

奈良市道中部第103号線(一部)南側、秋篠町952番4・952番1・952番3・976番5・977番2・974番・969番・968番・967番6・963番3・963番1・964番3・620番2・620番3・622番2・622番1・625番・⁶²³/₆₂₆(合併)番・627番・618番・628番2・633番・甲644番・643番2・641番・640番・639番2・596番1・581番1に隣接する水路である国有地の全部、秋篠町580番、奈良市道中部第115号線(一部)南側、秋篠町578番4、578番3、578番2、578番1、奈良市道中部第106号線(一部)南側、秋篠町569番・563番・562番・561番・1060番3・1060番2・1060番1に隣接する水路である国有地の全部、秋篠町1059番、1061番、1055番、1054番3、1054番6、1054番4、1122番地33、962番1、962番3によって囲まれた区域

変更の年月日 平成21年4月5日

2 代表者の変更(2回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	森脇嘉保 奈良市秋篠町578番地	保田毅 奈良市秋篠町1042番地の7

変更の年月日 平成22年4月4日

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第298号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項

の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	原田捨 奈良市都祁白石町1304番地の32	千葉秀司 奈良市針町482番地の15

2 変更の年月日

平成22年4月1日

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第299号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	畠山富士代 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の72	長尾明 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の27

2 変更の年月日

平成22年4月4日

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第300号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第301号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
富雄セントラルクリニック プランニングオフィス	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成22年2月28日
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市東向中町12		

(平成22年6月4日掲示済)

奈良市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
富雄セントラルクリニック デイサービスステーション	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	介護予防 通所介護	平成22年5月28日
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市東向中町12		
介護センターすみれ	奈良県奈良市東九条町206-27スイトピー301号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成22年6月1日 平成22年6月1日
株式会社ざいたく	奈良県大和郡山市千日町51-2千日住宅18号		

(平成22年6月4日掲示済)

奈良市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	デイサービス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	有限会社デイサービス八重桜	平成22年3月26日
新	デイサービス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	株式会社八重桜	
旧	居宅介護支援事業所「八重桜」	奈良県奈良市内侍原町4小林ビル3F303号	有限会社デイサービス八重桜	平成22年3月26日
新	居宅介護支援事業所「八重桜」	奈良県奈良市法蓮町410-2	株式会社八重桜	
旧	デイ&ナイトサービス八重桜	奈良県奈良市西九条町二丁目4-3	有限会社デイサービス八重桜	平成22年3月26日
新	デイ&ナイトサービス八重桜	奈良県奈良市西九条町二丁目4-3	株式会社八重桜	

旧	デイハウス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	有限会社デイサービス八重桜	平成22年3月26日
新	デイハウス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	株式会社八重桜	

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第304号

平成22年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川 元庸

- この納税通知書の発送年月日
平成22年4月9日
- この公示送達により変更する納期限
変更前 第1期 平成22年4月30日
変更後 第1期 平成22年6月30日
- 送達を受けるべき者
省略

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第305号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年6月4日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年6月4日揭示済)

奈良市告示第306号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成22年6月7日

奈良市長 仲川 元庸

- 事業内容等

- 事業名
奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託
- 募集地域と設置予定数
平成22年度は三笠、若草、都南、平城西及び登美ヶ丘北の各中学校通学区域を除く地域に1箇所設置する。
- 事業内容
地域子育て支援センター事業の実施
- 委託料
委託料の上限を3,700,000円とする。
- 委託期間
契約締結の日から平成23年3月31日まで（委託業務の開始日：平成22年10月1日）
- 応募資格
 - 応募団体
応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
 - 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - その他の法人
 - 応募団体の要件
応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
 - 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
 - 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
 - その他法令等に違反する団体でないこと。
- 審査方法
応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業実施団体審査委員会で審査する。
- 実施団体の決定
審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 手続き等に関する事項
 - 担当課

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話及びFAX 0742-34-4796

(2) 募集要項の配付

配付期間

平成22年6月7日(月)から同年6月16日(水)までの日(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

配付場所

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 説明会

開催日 平成22年6月17日(木) 午後2時から

開催場所 奈良市水道局4階大会議室(応募予定団体は、必ず出席のこと。)

(4) 書類等の提出

提出期間

平成22年6月22日(火)から同年7月5日(月)までの日(土曜日、日曜日を除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課(提出書類等は、必ず持参してください。)

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

(平成22年6月7日揭示済)

奈良市告示第307号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成22年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市つどいの広場事業の業務委託

(2) 募集地域と設置予定数

平成22年度は春日、若草、伏見、富雄、都南、平城西及び二名の各中学校通学区域を除く地域に1箇所設置する。

(3) 事業内容

つどいの広場事業の実施

(4) 委託料

委託料の上限を2,180,000円とする。

(5) 委託期間

契約締結の日から平成23年3月31日まで(委託業務

の開始日：平成22年10月1日)

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。

② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

⑤ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。

⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。

⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。

4 実施団体の決定

審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話及びFAX 0742-34-4796

(2) 募集要項の配付

配付期間

平成22年6月7日(月)から同年6月30日(水)までの日(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

配付場所

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 説明会

開催日 平成22年7月2日(金) 午後2時から

開催場所 奈良市役所北棟5階第20会議室(応募予定団体は、必ず出席のこと。)

(4) 書類等の提出

提出期間

平成22年7月8日(木)から同年7月21日(水)までの日(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市保健福祉部子育て支援室子育て課(提出書類等は、必ず持参してください。)

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、募集要項による。

(平成22年6月7日揭示済)

奈良市告示第308号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年6月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成21年奈良市告示第131号)の一部を次のように改正する。

別表基本額の項を次のように改める。

基本額	1月当たりの平均対象児童数が10人から19人までの事業	1事業につき 1,041,000円
	1月当たりの平均対象児童数が20人から35人までの事業	1事業につき 1,885,000円
	1月当たりの平均対象児童数が36人から45人までの事業	1事業につき 3,026,000円
	1月当たりの平均対象児童数が46人から55人までの事業	1事業につき 2,873,000円
	1月当たりの平均対象児童数が56人から70人までの事業	1事業につき 2,719,000円
	1月当たりの平均対象児童数が71人以上の事業	1事業につき 2,566,000円

別表長時間実施加算額の項中「202,000円」を「215,000円」に、「91,000円」を「97,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年6月7日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成22年6月7日揭示済)

奈良市告示第309号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年6月8日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年6月8日揭示済)

奈良市告示第310号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年6月9日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社 おたすけマン	奈良県奈良市田中町369-2	株式会社 おたすけマン	平成21年 3月1日
新	株式会社 おたすけマン	奈良県奈良市東九条町640-1	株式会社 おたすけマン	

(平成22年6月9日揭示済)

奈良市告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月9日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		

開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
花つむり介護サービスセンター	奈良県奈良市西木辻町31	居宅 福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	平成22年6月30日 平成22年6月30日
株式会社体育文化研究所	大阪府大阪市阿倍野区昭和町3-1-64		

(平成22年6月9日揭示済)

奈良市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年6月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 協議同意の年月日及び番号
平成21年9月28日 奈良市指令都整開 第09A-1002号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成22年6月9日 第1216号
公共施設 平成22年6月9日 第540号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市古市町1603番、1605番、1609番2、1610番、1611番の一部、1612番、1614番の一部、1615番の一部、1616番、1617番1、1617番2、1618番2、1618番3及び2609番1の一部（1工区）
- 4 協議同意を受けた者の住所及び氏名
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川 元庸
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市古市町1605番の一部、1609番2、1610番、1611番の一部、1612番の一部、1614番の一部、1615番の一部、1616番の一部、1617番1の一部、1618番2及び2609番1の一部
 - (2) 下水道
奈良市古市町1611番の一部、1612番の一部、1614番の一部、1615番の一部、1616番の一部及び1617番1の一部
 - (3) 公園
奈良市古市町1603番、1605番の一部、1616番の一部及び1617番1の一部
 - (4) 調整池
奈良市古市町1611番の一部
 - (5) 防火水槽
奈良市古市町1603番、1605番の一部、1616番の一部及び1617番1の一部

(平成22年6月9日揭示済)

奈良市告示第313号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 事業計画が公示された年月日
平成22年6月4日（平成22年奈良県告示第80号）
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市針ヶ別所町、都祁馬場町及び針町の各一部の地域
- 4 調査期間
平成22年6月10日から平成23年3月31日まで
(平成22年6月10日揭示済)

奈良市告示第314号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更しましたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第7項に基づき公告し、当該変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成22年6月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更した農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の名称
奈良市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- 2 変更後の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成22年6月11日揭示済)

奈良市告示第315号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月11日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年 6月10日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年 6月11日揭示済)

奈良市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 6月14日
奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
医療法人明盛会 大橋耳鼻咽喉科	奈良県奈良市大宮町二丁目3-4-101号	平成22年 5月31日
ファーマシー木の うた薬局JR奈良 駅前店	奈良県奈良市三条町499	平成22年 5月1日
有限会社ティーナ 薬局	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-1ビルディング エイコート1F	平成22年 3月31日

(平成22年 6月14日揭示済)

奈良市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 6月14日
奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
医療法人明盛会 大橋耳鼻咽喉科	奈良県奈良市三条本町28-4	平成22年 6月1日
ファーマシー木の うた薬局JR奈良 駅前店	奈良県奈良市油阪地方町8-1	平成22年 5月2日

(平成22年 6月14日揭示済)

奈良市告示第318号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の

所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成22年 6月28日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成22年 6月14日
奈良市長 仲 川 元 庸

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 用排水路
- (2) 事業の目的 取水・排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市荻町地内
土水路及び一部コンクリート製水路
- (4) 基本計画 用排水路整備工 L=287m
- (5) 概算事業費 5,000,000円
- (6) 事業の効果 取・排水に伴う農業者の管理負担軽減及び農用地の利用向上が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成22年 6月14日揭示済)

奈良市告示第319号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成22年 6月28日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成22年 6月14日
奈良市長 仲 川 元 庸

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 用排水路
- (2) 事業の目的 取水・排水機能の回復
- (3) 所在地及び現況 奈良市都祁白石町地内
土水路
- (4) 基本計画 用排水路整備工 L=135m
- (5) 概算事業費 4,000,000円
- (6) 事業の効果 取・排水に伴う農業者の管理負担軽減及び農用地の利用向上が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成22年6月14日揭示済)

奈良市告示第320号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

通学路整備工事（二名一丁目地内・西部第535号線）ほか38件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成22年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）及び建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者が配置できること。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成22年6月18日までは閲覧コーナー、同月21日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年6月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年6月15日揭示済)

奈良市告示第321号

平成22年奈良市告示第171号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成22年6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

次のよう省略

(平成22年 6月15日揭示済)

奈良市告示第322号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項の規定により作成した奈良市特定間伐等促進計画の変更をしたので、同条第7項の規定により次のとおり公表し、当該特定間伐等促進計画を公衆の閲覧に供します。

平成22年 6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成22年 6月15日揭示済)

奈良市告示第323号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 6月15日
- 3 移動対象区域
近鉄西ノ京駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 6月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成22年 6月15日

奈良市監査委員	吉 田	肇
同	中和田	守
同	北	良 晃
同	山 中	益 敏
	奈 監 第 4 4 号	
	平成22年 6月15日	

奈良市長 仲川 元 庸 様
奈良市議会議長 山本 清 様
奈良市公平委員会委員長 中南 又 彦 様

奈良市監査委員	吉 田	肇
同	中和田	守
同	北	良 晃
同	山 中	益 敏

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成21年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成21年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

市 長 公 室	行政経営課
企 画 部	企画政策課 交通政策課
総 務 部	財政課 文書法制課 情報政策課
税 務 室	市民税課 資産税課
保 健 福 祉 部	福祉医療課 保護第一課 保護第二課
	保育課
	保育園（若草、三笠、帯解、布日、伏見、大宮、学園南、富雄）
	児童館（古市、横井、東之阪、大宮）

長寿福祉課

保 健 所 保健予防課 健康増進課

観 光 経 済 部

観光戦略室 観光企画課 観光交流課

公平委員会事務局

2 監査期間

平成22年 4月14日～同年 6月14日

3 監査方法

平成21年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成22年 2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

企 画 部

交通政策課

(1) 自転車駐車場管理委託料（JR奈良駅臨時）の契約について、当該業務に卓越しているとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しているにもかかわらず、3者に見積書を徴し、見積合わせを実施して契約先を決定しているが、2号の随意契約に該当せず入札をされたい。

また、契約書に規定されている従事者の名簿が市に提出されていなかった。契約書に従い、従事者の名簿を徴取されたい。

(2) 指定管理を行わせている、奈良市中筋・高の原第一・第二・第三・第四自転車駐車場について、

奈良市自転車駐車場指定管理者業務仕様書で規定している駐車場管理人名簿が市に提出されていなかった。仕様書に従い、駐車場管理人名簿を徴取されたい。

- (3) 自転車駐車場の使用料について、指定管理者や受託者からはほぼ毎日納入されているが、財務会計システム上では、前月分の使用状況の報告を受けてから月一回まとめて調定している。

調定額と収入額の差を最小限にするため、報告を受ける頻度を増やすなど、仕様書の見直しを検討されたい。

総務部

情報政策課

再生紙白紙連続伝票用紙の単価契約において、仕様書に基づき、納入物品の品質規格の報告が納入業者から提出されているが、奈良市グリーン購入基本方針に定められた品質基準を満たすかを市が確認するための根拠として、メーカーからの報告書を提出させるよう仕様書を改められたい。

資産税課

着払いで送られてきた課税資料の送料を、担当職員が立て替えた後、資産税課長に対して窓口払いするという方法を採用しているが、地方自治法に定めがない立替払いはできない。金額の多少に関わらず、事前に十分な確認を行った上、適切な支出方法を探られたい。

保健福祉部

福祉医療課

- (1) 後期高齢者医療保険料における滞納繰越分普通徴収保険料の収入未済については、文書催告などの徴収努力が行われているところであるが、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

- (2) 老人保健特別会計の雑入における第三者納付金の滞納繰越分については、分納手続されているが収納されていない。一層の徴収努力をされるとともに、回収不能な場合は、法に基づく対処も検討されたい。

保護第一課・保護第二課

- (1) 世帯更生援護資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額については、借受者及び保証人の実態把握に努め、徴収努力を徹底されたい。

また、調定・収納の正確な事務管理を行い遺漏のないよう努められたい。

- (2) 民生費雑入のうち生活保護法第63・78条の返還金の滞納繰越分の収入未済額については増加傾向にある。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

また、徴収にあたっては償還台帳を設けて整理が行われているが、償還累計額や収入未済額の記載欄がない。これらの債権管理が十分に行えるよ

うに、督促等の情報も記載できる個票としての機能を持たせた償還台帳として整備を行われたい。

- (3) 行旅死亡人葬祭委託料、行旅死亡人死体検案料及び検案書料の支払いが、業務終了後速やかに行われていない。遅滞なく事務処理をされたい。

- (4) 口座振込者以外の生活扶助費等について、資金前渡されているが、前渡資金出納簿が作成されていなかった。

会計規則第33条第1項に基づき、出納の都度、前渡資金出納簿により整理されたい。

保育課

- (1) 民生費負担金（保育料）の滞納繰越分の収入未済額は増加傾向にある。今後とも収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。

- (2) 私立保育園では、保育料の収入については保育園が収納事務を行っているところであるが、収納の委託を行う場合においては、児童福祉法第56条第4項及び同法施行令第44条の2に基づいて手続きをされたい。

- (3) 民生使用料（バンビホーム児童育成料）の滞納繰越分の収入未済額は増加傾向にある。今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

保健所

健康増進課

- (1) 養育医療自己負担金（未熟児養育医療費負担金）の平成15年度分の収入未済額について、不納欠損処理が出納整理期間中に行われていたが、過年度未収金については、出納整理期間の適用がないので留意されたい。

- (2) 「乳幼児検診受診勧奨用」としてはがきを購入しているが、保管している枚数を把握していなかった。奈良市文書取扱規程第27条第3項に定める郵便等発送簿兼切手等受払簿により管理されたい。

- (3) 大腸がん検診事業委託、乳がん検診事業委託、健康増進法に基づく健康診査委託、肝炎ウイルス検診事業委託、4か月児健康診査委託の契約においては、各検診委託料一件あたりの単価とそれに伴う事務委託料が明記されている。

各検診委託料一件あたりの単価については、予定価格調書を作成し見積書を徴取し決定されていた。しかし、事務委託料については、決定に至った根拠となる書類がなかった。

事務委託料について根拠を明確にされたい。

観光経済部

観光企画課

ならまちナイトカルチャー2009（秋）開催負担金について、収支報告書が添付されていなかった。負担金の申請者に対して、事業終了後速やかに収支報告書の提出を求められたい。

観光交流課

なら・観光ボランティアガイドの会補助金について、補助対象外経費である雑費を含め補助対象金額としていた。

当該補助金の交付要領に基づき、補助対象経費を適確に把握されたい。

公平委員会事務局

全国公平委員会連合会理事会・通常総会の出席に際して、旅行命令簿が作成されていないにもかかわらず旅費が支給されていた。

旅行命令を明確にするため、旅行命令簿の記載を徹底されたい。

(平成22年6月15日揭示済)

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年6月15日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

水道局
業務部

料金お客様課 (西部営業所含む。)

監査結果公表日 平成22年3月25日 (奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成22年5月10日

【監査の結果】	【措置の内容】
水道料金の過年度未収金について、今後とも未収の解消に向け、より一層の徴収努力を要望する。	未収金の回収につきましては、誠意のない未納者に対する給水停止措置の強化、現場精算の強化に努め、また無届転出等の防止の啓発、転出者の追跡調査や転出先への訪問集金等の徴収業務を行うなど、水道事業の健全経営のもととなる収入の確保と公平性を保つため、なお一層の徴収努力を行ってまいります。

(平成22年6月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第19号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程 (平成9年奈良市水道局管理

規程第4号) において準用する奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成22年6月1日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

- 入札に付する事項
送・配水管工事、市内高畑町地内ほか2件 (工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 設計図書等を示す日時及び場所
 - 日時
告示日から各工事の入札日前日まで (奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第3号) に規定する市の休日を除く。) の午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)
 - 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 入札の場所
水道局 4階 大会議室 (北側)
- 入札の日時
別表のとおり
- 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 郵便入札に関する事項
 - 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
 - 入札書の到達期限 水道局が指定する日
 - 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - 郵便入札の無効
 - 入札に参加する資格のない者のした入札
 - 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - 入札書に記名押印のない入札

- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年6月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年6月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成22年6月1日揭示済）

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月3日

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区分	労務費	材料費
パッキン取替	円 1,510	無料
給水栓取替	1,880	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

労務費	
普通土掘削工	コンクリート掘削工

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社ニシムラ	代表取締役 西村 恭二	大阪府大東市新田本町18-2	平成22年 5月31日

（平成22年6月3日揭示済）

奈良市水道局告示第21号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月8日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
梶本水道工業	梶本 征次	奈良県香芝市下田西二丁目5番12号	平成22年 6月4日
株式会社 テンスイン ステム	代表取締役 天水 誠	京都府八幡市八幡神原76-2	平成22年 6月4日

（平成22年6月8日揭示済）

奈良市水道局管理規程第12号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区 分		継手工	管連絡工	掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を超 えるもの	掘削土量が 0.06㎡以下 のもの	掘削土量が 0.06㎡を超 えるもの	材 料 費
鉛 管 類	口径 耗	円	円	円	円	円	円	管理者が 定める単 価表によ る。
	13	2,270	1,880	800	2,010	950	2,310	
	20	2,880	2,680					
	25	3,320	3,490	2,680	3,080			
	40	4,730	5,370					
50	5,810	6,720						
ビ ニ ル 管 類	13	480	1,880	800	2,010	950	2,310	
	20	970	2,680					
	25		3,490	2,680	3,080			
	40	1,450	5,370					
	50	1,940	6,720					
鋼 管 類	13	1,080	1,880	800	2,010	950	2,310	
	20		2,680					
	25		3,490	2,680	3,080			
	40		5,370					
	50	1,260	6,720					

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成22年6月15日揭示済)

奈良市水道局告示第22号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成22年6月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

- 入札に付する事項
送・配水管工事、市内紀寺町地内(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成22年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局 4階 大会議室(北側)
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年6月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成22年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成22年6月15日揭示済)

奈良市水道局告示第23号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
竹田工業	竹田 秀一	奈良県高市郡高取町大字上土佐38番地	平成22年6月11日

(平成22年6月15日揭示済)

奈良市水道局告示第24号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月15日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
竹田工業	竹田 秀人	奈良県高市郡高取町大字上土佐38番地	平成22年6月11日

(平成22年6月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第11号

平成22年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成22年6月3日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日 時

平成22年6月8日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成22年度地域で決める学校予算事業について

(2) 平成21年度奈良市小中一貫教育推進委員会報告書について

(3) (仮称)奈良市富雄第三小中学校開設の進捗状況について

(4) 平成21年度小・中学校の問題行動の状況について

議 事

議案第17号 平成23年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議案第18号 地域で決める学校予算評価会議設置要項について

議案第19号 人事について
 議案第20号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について
 その他
 (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 5月～6月
 傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。
 (平成22年6月3日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第21号

平成22年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成22年6月2日

奈良市選挙管理委員会
 委員長 河村 武

50分の1の数 6,024人
 6分の1の数 50,193人
 3分の1の数 100,386人

(平成22年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の2において準用する場合を含む。）の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成22年6月2日

奈良市選挙管理委員会
 委員長 河村 武

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成21年4月6日	西本 守直	後援会名簿の作成	三条大路四丁目、三条大路五丁目、四条大路四丁目、四条大路五丁目及び六条西三丁目26番の選挙人全件
平成21年4月15日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	三条町の選挙人43人、学園南一丁目及び学園南二丁目の選挙人43人並びに学園北一丁目の選挙人38人
平成21年4月27日及び28日	井上 昌弘	選挙運動用ハガキの送付等	東九条町の選挙人全件
平成21年4月30日	東京都港区六本木6-9-1 株式会社 テレビ朝日 代表取締役社長 君和田 正夫	政治・選挙に関するANN世論調査の対象者の抽出	第36投票区の選挙人26人、第43投票区の選挙人157人及び第88投票区の選挙人12人
平成21年5月15日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局長 馬場 秀司	政治や選挙に関する世論調査対象者の抽出	第19投票区の選挙人11人及び第34投票区の選挙人11人
平成21年5月22日	堂土 国博	選挙権の登録の有無の確認	1人
平成21年6月19日	松田 未作	後援会活動資料作成	下三条町の選挙人1人、南京終町の選挙人5人及び西大寺東町の選挙人1人
平成21年7月21日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	大宮町六丁目及び大宮町七丁目の選挙人30人並びに鶴舞東町の選挙人30人

平成21年7月28日	東京都中央区銀座6-16-12(丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の調査対象者の抽出	六条緑町二丁目、青垣台三丁目及び菅野台の選挙人各18人並びに藤ノ木台二丁目から藤ノ木台四丁目までの選挙人各18人
平成21年9月24日	東京都港区東新橋1-7-1 社団法人共同通信社 社長 石川 聰	日本世論調査会の政治・選挙に関する面接世論調査の対象者抽出	第3投票区、第7投票区、第17投票区、第38投票区、第71投票区及び第80投票区の選挙人72人
平成21年9月28日	田辺 俊介	文部科学省科学研究費補助金をうけた「日本の国際化と市民の政治参加に関する世論調査」の実施にあたり、調査対象者の抽出を行う。	第7投票区、第8投票区、第17投票区、第19投票区、第22投票区、第23投票区、第29投票区、第61投票区、第74投票区及び第79投票区の選挙人250人
平成21年11月27日	東京都渋谷区恵比寿1-13-6 社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	統計調査「家計消費状況調査」の調査対象者名簿作成	恋の窪一丁目及び中登美ヶ丘一丁目の選挙人各43人並びに東木辻町、三碓町及び西木辻町の選挙人43人
平成22年2月26日	東京都中央区銀座6-16-12(丸高ビル) 社団法人中央調査社 会長 中田 正博	「時事世論調査」の調査対象者の抽出	帝塚山南一丁目から帝塚山南五丁目までの選挙人各18人及び帝塚山中町の選挙人各18人
平成22年3月9日及び10日	仙台市青葉区二日町11-11 株式会社 サーベイリサーチセンター東北事務所 所長 岩崎 雅宏	東北大学院(大淵教授)が実施する「日本人の社会・人生・自然に関する意識調査」の対象者抽出	奈良市全域の選挙人400人
平成22年3月16日及び17日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	南紀寺町一丁目から南紀寺町五丁目まで及び南肘塚町の選挙人全件
平成21年10月19日 平成21年11月30日	奈良市法華寺町141の1 読売新聞奈良支局 支局長 辻 昌英	全国の有権者を対象に実施する政治に関する世論調査の調査対象者の抽出	第24投票区及び第72投票区の選挙人85人
平成21年10月27日及び11月10日 平成21年11月18日、25日、12月8日及び16日 平成22年3月1日、3日、4日、5日、8日及び10日	北村 拓也	市政に対する要望の聞き取り、選挙時の運動用ハガキの送付、後援会名簿の作成など	第1投票区、第2投票区、第4投票区及び第5投票区の選挙人全件並びに油留木町、押上町、南半田東町、北半田東町、川久保町、今小路町、中御門町、東笹鉾町、東包永町、雑司町、手貝町、川上町、北御門町、今在家町、春日野町、水門町、登大路町、中辻町、肘塚町、後藤町、西笹鉾町、西包永町、法蓮町、奈良阪町、奈保町、鶴福院町、不審ヶ辻子町、中院町、鶴町、公納堂町、福知院町、納院町、薬師堂町、毘沙門町、芝突抜町、高畑町、芝新屋町、池之町、勝南院町、般若寺町及び東紀寺町一丁目から東紀寺町三丁目までの選挙人全件
2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧 該当なし		(平成22年6月2日揭示済)	

奈良市選挙管理委員会告示第23号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成22年6月2日から施行します。

平成22年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

第2投票区の項中「492番地の2」の次に「、492番地の15」を加える。

第82投票区の項中「1番地から5番地まで」を「1番地

から6番地まで」に改め、「13番地」の次に「、203番地の2」を加える。

（平成22年6月2日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第24号

平成22年6月3日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において次の者が当選しました。

平成22年6月3日

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一
	奈良県奈良市水間町708番地の3	岡田 一夫
	奈良県奈良市此瀬町444番地	竹面 清
	奈良県奈良市矢田原町1090番地の1	軽井 雅秀
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史
	奈良県奈良市水間町2166番地の3	上岡 優史
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史
	奈良県奈良市丹生町1086番地	谷口 雅則
2	奈良県奈良市月ヶ瀬高280番地	浦久保 巧
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打849番地	稲森 源治
	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山256番地	東田 健一
	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4876番地	安場 喜明
	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	井岡 克哉
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引290番地の1	奥田 正
3	奈良県奈良市針町1445番地	岸本 博文
	奈良県奈良市針町2652番地の2	福西 信眞佐
	奈良県奈良市針ヶ別所町1251, 1253番地	北出 雅勇
	奈良県奈良市都祁白石町2385番地	村田 稔
	奈良県奈良市都祁白石町846番地	久保 勝義
	奈良県奈良市藺生町672番地	吉田 芳一
	奈良県奈良市都祁小山戸町1196番地	古本 好成
	奈良県奈良市都祁甲岡町106番地	北 良晃
	奈良県奈良市上深川町505番地	乾 淨文
	奈良県奈良市都祁吐山町3264番地	中山 廣一
	奈良県奈良市荻町1291番地の2	東 文夫
	奈良県奈良市都祁南之庄町559番地	中尾 茂
	奈良県奈良市都祁友田町911番地の2	井岡 清二
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明
奈良県奈良市下深川町686番地	奥谷 孝文	
奈良県奈良市都祁吐山町1102番地	山口 重樹	
4	奈良県山辺郡山添村大字北野1254番地の1	福田 義彦
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字菅生1733番地の1	井ノ上 實
	奈良県山辺郡山添村大字西波多3823番地	辻 一夫
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1208番地	奥端 富男
	奈良県山辺郡山添村大字吉田5番地	吉元 巧
奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷533番地	高森 茂朗	

	奈良県山辺郡山添村大字勝原1192番地	下垣内 博
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1319番地	畑中 正文
	奈良県山辺郡山添村大字毛原966番地	尾上 雅績
	奈良県山辺郡山添村大字伏拝768番地	中矢 功
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
	奈良県山辺郡山添村大字大塩1101番地	橋本 勝之
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
5	奈良県宇陀市室生区下笠間267番地の1	今井 康富
	奈良県宇陀市室生区下笠間724番地	久保 正義
	奈良県宇陀市室生区上笠間462番地の1	山田 悦清
	奈良県宇陀市室生区小原258番地	北森 吉也
6	奈良県天理市山田町2026番地	山達 忠彦
	奈良県天理市山田町2618番地	大石 茂

(平成22年6月3日掲示済)

挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。
平成22年6月3日

奈良市選挙管理委員会告示第25号

平成22年6月3日執行の大和高原北部土地改良区総代選

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

選挙区	住 所	氏 名
4	奈良県山辺郡山添村大字北野1254番地の1	福田 義彦
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字菅生1733番地の1	井ノ上 實
	奈良県山辺郡山添村大字西波多3823番地	辻 一夫
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1208番地	奥端 富男
	奈良県山辺郡山添村大字吉田5番地	吉元 巧
	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷533番地	高森 茂朗
	奈良県山辺郡山添村大字勝原1192番地	下垣内 博
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1319番地	畑中 正文
	奈良県山辺郡山添村大字毛原966番地	尾上 雅績
	奈良県山辺郡山添村大字伏拝768番地	中矢 功
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
	奈良県山辺郡山添村大字大塩1101番地	橋本 勝之
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
6	奈良県天理市山田町2026番地	山達 忠彦
	奈良県天理市山田町2618番地	大石 茂

(平成22年6月3日掲示済)

挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。
平成22年6月4日

奈良市選挙管理委員会告示第26号

平成22年6月3日執行の大和高原北部土地改良区総代選

奈良市選挙管理委員会

委員長 河村 武

選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一
	奈良県奈良市水間町708番地の3	岡田 一夫
	奈良県奈良市此瀬町444番地	竹面 清
	奈良県奈良市矢田原町1090番地の1	軽井 雅秀
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史
	奈良県奈良市水間町2166番地の3	上岡 優史
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史
	奈良県奈良市丹生町1086番地	谷口 雅則

2	奈良県奈良市月ヶ瀬嵩280番地	浦久保 巧
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打849番地	稲森 源治
	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山256番地	東田 健一
	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4876番地	安場 喜明
	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の 2	井岡 克哉
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引290番地の 1	奥田 正
3	奈良県奈良市針町1445番地	岸本 博文
	奈良県奈良市針町2652番地の 2	福西 信眞佐
	奈良県奈良市針ヶ別所町1251, 1253番地	北出 雅勇
	奈良県奈良市都祁白石町2385番地	村田 稔
	奈良県奈良市都祁白石町846番地	久保 勝義
	奈良県奈良市蘭生町672番地	吉田 芳一
	奈良県奈良市都祁小山戸町1196番地	古本 好成
	奈良県奈良市都祁甲岡町106番地	北 良晃
	奈良県奈良市上深川町505番地	乾 浄文
	奈良県奈良市都祁吐山町3264番地	中山 廣一
	奈良県奈良市荻町1291番地の 2	東 文夫
	奈良県奈良市都祁南之庄町559番地	中尾 茂
	奈良県奈良市都祁友田町911番地の 2	井岡 清二
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明
	奈良県奈良市下深川町686番地	奥谷 孝文
奈良県奈良市都祁吐山町1102番地	山口 重樹	
5	奈良県宇陀市室生区下笠間267番地の 1	今井 康富
	奈良県宇陀市室生区下笠間724番地	久保 正義
	奈良県宇陀市室生区上笠間462番地の 1	山田 悦清
	奈良県宇陀市室生区小原258番地	北森 吉也

(平成22年 6月 4日 掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会平成22年 6月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成22年 6月 7日

奈良市農業委員会
農地部会長 右原 正 卓

1 日時

平成22年 6月14日（月） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 奈良農業振興地域整備計画〔農業・農村整備計画〕及び都祁農業振興地域整備計画並びに月ヶ瀬農業振興

地域整備計画の変更協議に伴う意見について

- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について（5月許可分）
- (8) 非農地証明について（5月分）

(平成22年 6月 7日 掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。